「iDeCo+相談員制度スタート」

2024 年 8 月 1 日、静かに iDeCo+相談員制度がスタートしました。

皆さまご存知の通り、iDeCo+(イデコプラス・中小事業主掛金納付制度)は、企業年金を実施していない中小企業の事業主が、従業員の老後の所得確保を支援するため、iDeCo に加入している従業員(公的年金の厚生年金被保険者)が拠出する iDeCo の掛金に上乗せして、掛金を拠出する制度です。個人型確定拠出年金である iDeCo に事業主が掛金を上乗せする制度であり、個人型でありながら、企業型に準じる制度と言えます。

iDeCo+を導入する際、手続きと併せて就業規則の整備等が必要となるケースがあります。 特に、一定の資格を設けて、該当する従業員のみに事業主掛金を上乗せして拠出する場合や、 資格ごとに事業主掛金の額を設定する場合は、就業規則等の添付が必要となります。

iDeCo+に関する問い合わせや質問は国民基金連合会のコールセンターで対応されていますが、就業規則等の整備に関しては応えることができません。就業規則等の整備についての適当な相談先が無いため、問い合わせをされた導入希望企業の事業主に不便を掛けている状況となっていました。

そこで、国民年金基金連合会では、日本商工会議所と全国社会保険労務士会連合会に資格確認の協力を得て、1級 DC プランナーと社会保険労務士の両方の資格を持つ方を、iDeCo+導入時における社内規則等の整備に関する相談先としてご紹介することとにしました。それが iDeCo+相談員制度です。

具体的には、iDeCo 公式サイトに iDeCo+相談員の方の紹介ページを設け、コールセンターに問い合わせがあった事業主等で iDeCo+相談員による相談が必要と思われる方に紹介ページを案内していきます。紹介を受けた事業主等は、紹介ページを見て相談員にメール等で直接連絡します。その後、事業主等から連絡があった相談員は、メールあるいは面談(オンライン含む)で事業主等からの相談内容の確認をします。ここまでは無償での対応です。その後、相談内容によって有償での対応となり、場合によっては、申請の代行を有償で行うことになります。

iDeCo+相談員紹介の URL をお知らせします。

## https://www.ideco-koushiki.jp/ideco\_plus/ideco\_plus\_DCP&SLC.html

また、iDeCo 公式サイトはから次のように紹介ページに進みます。

- 1) iDeCo 公式サイトのフロントページ
- 2) iDeCo+
- 3) iDeCo+導入時の留意事項
- 4) 3. 拠出対象者と掛金の設定(例外)
- 5) 就業規則等のご相談先の紹介はこちら

現在、7名の方が国民基金連合会・iDeCo+相談員として紹介されています。この7名の方々は、国民基金連合会の協力要請に応じ、国民基金連合会が主催する研修会に参加され、iDeCoプラス相談員設置要綱に同意することを誓約された方々です。

今後、ここで紹介されている相談員の活動状況などを、この iDeCo+ニュースで報告していく予定です。